

# 道の駅かみおか再整備事業基本設計業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本実施要領は、道の駅かみおか再整備事業基本設計業務の受注者を公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項について定めるものである。

## 2 プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

## 3 業務の概要

### (1) 業務の名称

道の駅かみおか再整備事業基本設計業務委託

### (2) 業務の内容

道の駅かみおか再整備事業基本設計業務委託仕様書（以下「仕様書」）のとおり。

### (3) 履行期間

契約締結の翌日から令和8年7月31日（金）までとする。

### (4) 業務の規模又は概算事業費

委託費用は、21,276,200円（消費税および地方消費税を含む）を上限額とする。

※この金額を超える金額で提案した場合は失格とする。また、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の規模を示したものである。

## 4 業務対象施設及び所在地

### (1) 施設名：道の駅かみおか

### (2) 所在地：大仙市北檜岡字船戸187番地

## 5 参加者に要求される資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、単独企業として次に掲げるすべての要件を満たす者とする。

- (1) 北海道、東北及び関東地方に主たる営業所があること。
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯において、過去10年間（平成27年4月以降）に、国または地方公共団体が発注した新築工事または増改築工事に係る基本設計業務を元請けとして履行した実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定を受けた者を除く）でないこと。

- (5) 参加表明書提出時点において、大仙市入札契約資格等審査実施要綱に規定する大仙市入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (6) 参加表明書提出時点において、国、秋田県及び本市における指名停止等の措置を受けていないこと。
- (7) 秋田県建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿（令和7年8月1日）のうち、建築関係建設コンサルタント業務に登載されていること。
- (8) 管理技術者として、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士を配置できること。
- (9) 配置予定技術者は、参加表明者と公告の日以前に3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

## 6 日程

|    | 内 容               | 期 日                |
|----|-------------------|--------------------|
| 1  | プロポーザル実施の公告       | 令和7年10月27日（月）      |
| 2  | 参加表明に関する質問提出期限    | 令和7年10月31日（金） 午後5時 |
| 3  | 参加表明に関する質問回答期限    | 令和7年11月 5日（水） 午後3時 |
| 4  | 参加表明書提出期限         | 令和7年11月10日（月） 午後5時 |
| 5  | 第一次審査（参加資格審査）結果通知 | 令和7年11月18日（火）      |
| 6  | 技術提案に関する質問提出期限    | 令和7年11月25日（火） 午後5時 |
| 7  | 技術提案に関する質問回答期限    | 令和7年11月28日（金） 午後3時 |
| 8  | 技術提案書提出期限         | 令和7年12月 8日（月） 午後5時 |
| 9  | プレゼンテーション及びヒアリング  | 令和7年12月22日（月）      |
| 10 | 技術提案書の特定          | 令和7年12月25日（木）      |
| 11 | 仕様書の協議            | 令和8年1月上旬           |
| 12 | 契約締結              | 令和8年1月下旬予定         |

## 7 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の要領で必要書類を提出すること。なお、本業務に関する募集説明会は、行わない。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書 （様式1）
- ② 会社概要 （様式2）
- ③ 業務実績表 （様式3）
- ④ 業務実施体制（様式4）

### (2) 提出部数 各1部

- (3) 提出期限 令和7年11月10日(月)午後5時
- (4) 提出場所 大仙市観光文化スポーツ部観光施設課
- (5) 提出方法 持参または郵送(提出期限までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること)

(6) 参加表明についての質問及び回答方法

- ①質問の方法 参加表明に関する質問書(様式6)を使用し、「18 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認をすること。
- ②受付期限 令和7年10月31日(金)午後5時
- ③回答の方法 令和7年11月5日(水)午後3時までに市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。質問者の名称等については公表しない。なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

8 技術提案書等の提案者の選定(第一次審査)

提出された参加表明書等により、事務所及び管理技術者の技術力を評価し、概ね5者程度を選定するものとする。ただし、参加者が選定予定者数を大幅に上回らない場合は、全員を選定する場合がある。

9 技術提案書等の提出依頼

参加表明書等の書類審査後、第一次審査の結果及び技術提案書等の提出依頼について、令和7年11月18日(火)までに通知する。

10 技術提案書等の作成に必要な資料の閲覧

技術提案者として選定を受けた者は、技術提案書等の作成に必要な現況施設の建築設計図書、公図等の資料を閲覧できる。ただし、当該資料閲覧の目的は技術提案書等の作成に限るものとする。

11 辞退届

参加表明後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「辞退届(様式8)」を提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

12 技術提案書等の提出

技術提案書等の提出依頼を受けた者は、次のとおり書類を提出すること。技術提案書は、「仕様書」、「営繕工事設計業務委託特記仕様書」、「プロポーザル現場説明書」、「道の駅かみおか再整備事業基本計画」等の内容をふまえて作成すること。なお、提案書、技術提案書、見積書、見積内訳書について、受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(1) 提出書類

①提案書（様式5）

②技術提案書（任意様式）

別添 「道の駅かみおか再整備事業基本設計プロポーザル評価要領」により評価を行うため、第二次審査【提案書審査】の各審査項目に従って提案書を作成すること。A4版 10枚以内（両面印刷可、「提案書（様式5）」はページ数に含まない）で作成すること。なお、審査に公平を期するため、社名及び社名を連想させるロゴ等を記載しないこと。

③提案見積書及び見積内訳書（任意様式）

技術提案書と別冊とし、消費税及び地方消費税を別に記載すること。

(2) 提出部数 正本1部

副本7部（ただし、(1) ①、③については、正本のみに添付）

(3) 提出場所 参加表明書の提出場所に同じ

(4) 提出方法 参加表明書の提出方法に同じ

(5) 提出期限 令和7年12月8日（月）午後5時

(6) 技術提案についての質問及び回答方法

①質問の方法 技術提案に関する質問書（様式6）を使用し、「18 担当部局」に電子メールにより提出すること。なお、送信後は必ず電話により受信確認をすること。

②受付期限 令和7年11月25日（火）午後5時

③回答方法 令和7年11月28日（金）午後3時までに市ホームページに全ての質問に対する回答を掲載する。質問者の名称等については公表しない。  
なお、質問及び回答の内容は、仕様書の追記事項として取り扱う。

13 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書を提出した者は、次のとおりプレゼンテーションを行うものとし、これに係るヒアリングを実施する。

(1) 実施日 令和7年12月22日（月）予定

(2) 開始時刻 後日通知する

(3) 実施場所 大仙市役所 3階 大会議室

(4) 所要時間 備品の設置5分以内、プレゼンテーション20分以内、  
質疑応答10分以内、退室5分以内

(5) 出席者 3名以内

(6) 備品 プロジェクター、スクリーン、レーザーポインタは、市の備品の使用が可能。PCその他必要な物品は、提案者が持参すること。

(7) その他 ヒアリングは非公開で実施する（事務局職員は例外とする）。当日に追加資料を配付することは認めない。審査に公平を期するため、社名を明らかにしない方法でプレゼンテーション・質疑応答を行うこと。

## 14 審査方法及び評価基準

### (1) 選考方法

#### ①第一次審査

参加表明書提出時の書類審査を行う。結果は参加表明者すべてに E-mail 及び書面にて通知する。

#### ②第二次審査

技術提案書等による書類審査、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。審査後、採否の結果を書面により通知する。

### (2) 審査方法

技術提案書等による書類審査に加えて、プレゼンテーションの結果を加味し、道の駅かみおか再整備事業基本設計業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」）の審査により特定する。なお、提案者が1者のみの場合であっても、選定委員会において審査を行う。

### (3) 評価基準

次表の評価項目及び評価項目細別ごとに評価を行い、配点内の点数を付け、その合計点を提案者の得点とする。また、詳細は、「道の駅かみおか再整備事業基本設計業務委託プロポーザル評価要領」による。

| 項目    | 評価配点 |
|-------|------|
| 第一次審査 | 20   |
| 第二次審査 | 90   |
| 合計    | 110  |

## 第一次審査

| No.          | 評価項目      |              | 評価の着眼点                                                                                                                                                                                                                   | 配点 |
|--------------|-----------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1            | 地域精進度     | 事業所の所在地      | 秋田県内に主たる事業所を有している<br>秋田県内に支店・営業所を有している                                                                                                                                                                                   | 5  |
| 2            | 業務実績      | 同種または類似の業務実績 | 道の駅第3ステージのコンセプトに基づいた基本設計業務について元請けとして履行した実績を有している<br>上記以外のコンセプトに基づいた基本設計業務について元請けとして履行した実績を有している<br>過去5年間（令和2年4月以降）に、民間集客施設に関する基本設計業務について元請けとして履行した実績を有している<br>過去5年間（令和2年4月以降）に、その他公共施設建設に関する基本設計業務について元請けとして履行した実績を有している | 10 |
| 3            | 管理技術者の技術力 | 同種または類似の業務実績 | 道の駅第3ステージのコンセプトに基づいた基本設計業務について元請けとして履行した実績を有している<br>上記以外のコンセプトに基づいた基本設計業務について元請けとして履行した実績を有している<br>過去5年間（令和2年4月以降）に、民間集客施設に関する基本設計業務について元請けとして履行した実績を有している<br>過去5年間（令和2年4月以降）に、その他公共施設建設に関する基本設計業務について元請けとして履行した実績を有している | 5  |
| （第一次審査）評価点合計 |           |              |                                                                                                                                                                                                                          | 20 |

## 第二次審査

| No            | 評価項目  |               | 評価の着眼点                                                                                                                                                                                                                                                                        | 配点 |
|---------------|-------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1             | 提案書審査 | 業務実施方針        | <ul style="list-style-type: none"><li>基本計画との整合性がとれているか</li><li>具体的かつ現実的なスケジュール、実施手順について工夫があるか</li></ul>                                                                                                                                                                       | 10 |
|               |       | 施設のデザイン等について  | <ul style="list-style-type: none"><li>周辺環境と調和したデザインが提案されているか</li><li>ユニバーサルデザイン、障がい者・高齢者、子育て世代への配慮に関する提案がされているか</li><li>施設と駐車場のアプローチについて、建物に誘導しやすく、かつ、安全に通行できる配置となるように工夫されているか</li></ul>                                                                                      | 15 |
|               |       | 施設の機能・配置等について | <ul style="list-style-type: none"><li>利用者がわかりやすく利用しやすい導線計画となっており、かつ、休憩所利用のみならず、物販施設、飲食施設へ誘導できる工夫がされているか</li><li>地域の人が集まって利用できる場所として創意工夫があるか</li><li>本市の魅力を最大限に発信できる施設となっているか</li><li>また訪れたいと思わせるような工夫がされているか</li><li>管理運営が効率よくできるような配置、そして維持管理費の低コスト化についての提案がされているか</li></ul> | 35 |
|               |       | 積雪・災害対策について   | <ul style="list-style-type: none"><li>駐車場の除雪、融雪設備等について有効な対策となる提案がされているか</li><li>建物の落雪・積雪の対策や工夫がされているか</li><li>災害時に安心して避難できる場としての機能や工夫がされているか</li></ul>                                                                                                                        | 20 |
|               |       | 環境対策について      | <ul style="list-style-type: none"><li>施設・設備等について省エネルギー化やCO2排出削減など環境に配慮した実現性の高い提案がされているか</li></ul>                                                                                                                                                                             | 5  |
|               |       |               |                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |
| 2             | 経費    | 価格提案書の評価      | <ul style="list-style-type: none"><li>90%未満<br/>～ 19,148,579円</li><li>90%以上95%未満<br/>19,148,580円 ～ 20,212,389円</li><li>95%以上100%<br/>20,212,390円 ～ 21,276,200円</li></ul>                                                                                                      | 3  |
|               |       | 総事業費（建物工事）    | <ul style="list-style-type: none"><li>1,011,000千円以内</li><li>1,011,000千円超</li></ul>                                                                                                                                                                                            | 2  |
|               |       |               |                                                                                                                                                                                                                                                                               |    |
| (第二次審査) 評価点合計 |       |               |                                                                                                                                                                                                                                                                               | 90 |

## 15 契約について

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、随意契約の手続を行うものとする。その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

なお、協議が整わないときは、次位の技術提案書の提案者と協議する場合がある。

- (1) 契約保証金                      大仙市財務規則による。
- (2) 契約書作成の要否            契約書を作成する。
- (3) 支払条件                      検収に合格すること。

## 16 欠格事由

次のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザルに参加することができない。

- (1) 「5 参加者に要求される資格要件」を満たさなくなったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき。
- (3) その他公平な審査を妨害する行為があったと認められるとき。

## 17 その他の事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、受託候補者の特定作業及び技術提案書の評価の目的以外に提案者に無断で使用しない。なお、特定作業を行う必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 業務の一部について、他社に委託する際は、事前に本市の承諾を受けることとする。
- (5) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、大仙市プロポーザル方式等実施要綱（平成24年4月1日施行）による。

## 18 担当部局

〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号

大仙市 観光文化スポーツ部 観光施設課

電 話：0187-63-1111（内線220）

FAX：0187-63-1119

E-mail：onsen-shisetsu@city.daisen.lg.jp